

## 第5回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

平成30年1月26日（金）

船橋市保健福祉センター大会議室

### 【議題】

#### ○開会前

- 1 事務局説明
- 2 保健所長あいさつ

#### ○開会後

- 1 船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめについて
- 2 その他

### 【開会前】

#### 1 事務局説明

本日、石井委員が欠席する旨報告があった。

#### 2 保健所長あいさつ

#### ○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。

本日は、ご多忙にもかかわらず、昨年末に続きご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げる。

船橋市動物愛護管理対策会議については、動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体などの各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、本市の動物行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため、平成28年2月に設置し、本日で5回目の会議となる。

この間、本市の「動物愛護管理行政における課題」や「飼い主のいない猫対策」などについて、委員の皆様方から積極的なご協議をいただいているところである。

また、前回の会議では、「地域猫活動の検証」について、事務局レベルで整理し説明をした。その際に幅広くご意見をいただいた。また、前回の会議後にもご意見をいただきており、それらも含め本日の会議にてこれまでのご意見を一旦取りまとめていただ

ければ、事務局としても大変ありがたいと考えている。

委員の皆様方は今回が任期内の最後という形になろうかということで、先程申し上げたとおり、一旦今日までのご議論を、ここまで議論ということで取りまとめていただきたいという趣旨である。

限られた時間ではあるが、委員の皆様方におかれましては、それぞれご専門の立場から引き続き活発なご議論をお願いしたいと思う。

最後に、今後とも本市の動物愛護管理行政へのご協力を願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 10時5分開会

### 1 傍聴者について

森会長から、本日、2人の傍聴申し出があったとの報告があった。

〔傍聴者入室〕

### 2 今後の会議の進行について

○森会長 前回、第4回動物愛護管理対策会議で意見の提出をお願いしたが、事務局で整理しておりますのでその説明をまずお願いする。

○動物愛護指導センター所長（服部） 資料別紙3をご覧いただきたい。別紙3については、前回会議の12月27日以降に委員の先生からいただいたご意見を事務局でまとめさせていただいている。主なところを読み上げる。

#### 1 地域猫活動の評価について

- これまでの実績を見ると効果のある数字が出ている。
- 一定の効果があったと考えられるが、個々の地域猫活動の継続活動期間がどのくらい必要なのか、また、登録の実態が名目のみなのか、実態として活動が必要なものなのか不明であり、判断は困難。
- 地域猫活動には功罪の両面があり、一概に評価をすることは難しい。
- 現状では、地域猫活動を廃止するとまで決められる状況はない。
- 全体的なデータから受ける印象は、「地域猫活動の継続は今後困難なのではないか?」。

#### 2 船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱について

- 現行の登録制度は、近時の登録団体数、構成員人數及び管理猫の数の減少を見る限り、行き詰まっている感が見受けられる。その理由としては、登録要件のハードルが高いこと及び登録による恩典が少なく動機付けに乏しいことが考えられる。
- 結果から見て、猫の不妊去勢手術実施率は増加したが、地域猫活動登録団体数は増えていない。それは、平成27年度に改正された登録要件が要因ではないか。もっと要件を緩和することはできな

いのか。地域猫活動をして頂ける方が増加すれば必然的に手術数も増えると思い、それと並行して市に地域猫活動者の方々がもっと寄り添えるような形を取れたら良い。

・平成23年より地域猫活動登録団体の受付を開始し、以降年々登録団体数が増加していたが平成27年に不妊手術助成金交付要綱の改正がネックとなったのか平成27年度より登録団体の数が減少している。

・地域猫活動の団体登録は、自治会（町内会）及び地権者の同意が最低条件とし、将来にわたり餌やりや糞尿の始末等の地域猫の管理が明確に担保（管理できない場合は保護し家猫として屋内飼養する確約等）されない限りは、新規の登録は地域環境保全の観点から消極的とならざるを得ない。

・市主導だと、どうしても遵守しないといけないところもあるが、それによって団体登録のハードルが高くなり、活動する団体の数・質ともに低下していくのでは。個体のコントロールとしては、TNRの成果を期待しつつ、少しずつ現行のシステムを縮小していってはいかがか。

#### 3 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業について

・猫に対する不妊手術に関しては、平成28年度からの「飼い主のいない猫に対する不妊手術実施事業」の結果を踏まえて、実施件数や効率性などを考慮して、従前の一部助成方式を復活させるべきかも議論すべきである。

・個体のコントロールとしては、TNRの成果を期待。

・不妊手術助成事業と飼い主のいない猫に対する不妊手術実施事業における施術数の比較を検討されたい。

#### 4 今後の地域猫活動について

・行政は、地域猫活動登録した団体による活動の実態を継続的に把握し、活動中の地域猫活動については飼養管理の徹底を指導する。

・市の施策として、地域猫活動を存続することを前提として、①登録要件を厳格にしつつ活動費の補助などの登録による恩典を増やす、②登録要件を緩和して登録制度だけを残す、といったように今

後の方向性をいかにすべきかを次の課題として、実際に地域猫活動に参加している当事者のニーズを参考にしながら検討すべき。

・(1) 確認文書の提出

住所、氏名、(団体名)、連絡先電話番号、活動の経緯、活動範囲(餌場・糞場)、管理する猫の頭数、周辺住民への周知活動、現在の活動内容(餌やり・清掃)、以上のような内容の確認書の提出。

(2) 現場検証

確認文書に基づいて職員、活動者、できれば地域住民か地元町会役員等と一緒に活動現場を確認。

(3) 活動開始

現場検証の内容検討後、活動を承認して年に2~4回くらいの報告書提出を求める。

- ・活動事業は継続し、地域猫として確認されている以外の野良猫・外飼い猫への対策や助成金交付要綱の内容見直し、市民へのPRが必要である。
- ・市は、住民に対し地域猫活動への理解を求めるべく、もっと広報活動、啓蒙活動の中へ取り入れるなど積極的な態度も必要ではないか。地域猫活動の存在を知らない方も多数いる。
- ・地域猫活動者は、地域の猫飼養者に屋内飼養の徹底を行政や自治会(町会内)と協力し啓発する。

## 5. 船橋市への意見

- ・市が考える地域猫活動とは何か。
- ① 地域に在する猫の保護活動の推進？(谷中方式)
- ② 地域における猫の苦情対策
- ③ 飼い主のいない猫の撲滅
- ・地域猫活動を支援した結果の検証は。
- ・不妊手術を助成した結果、飼い主のいない猫は減少しているのか。
- ・地域猫活動登録団体の減少にともなう、管理されていない猫の増減は？
- ・不妊手術助成事業と飼い主のいない猫に対する不妊手術実施事業における施術数の比較を検討されたい。
- ・結果として、飼い主のいない猫の頭数はどの様に

なったか。

以上のようなご意見をいただいた。

○森会長 会議を始める前に、本日の会議の進め方についてお諮りする。ただ今説明いただいた内容と今までの動物愛護管理対策会議における各委員からの意見をもとに、事務局と相談し、船橋市が課題として考える項目に分けてまとめたものをもとに、「船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめについて(案)」を作成したので、この案について、1項目ごとに事務局に説明してもらい、その点についてご審議いただき、対策委員会の意見として最終的に取りまとめたいと考えるが、いかがか。

[委員 了承]

○森会長 それでは、「船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめについて」の1飼い主のいない猫対策についての(1)地域猫活動の評価について、事務局から説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長(服部) 資料別紙2、別紙3、別紙4を取りまとめた資料(以下、「別紙5」という)を作成したので、これを読ませていただく。なお、別紙5の右部分が別紙3、別紙4の内容になるが、別紙3については、先程読ませていただいたので割愛し、別紙4の今までの委員からのご意見の部分を説明する。

(1) 地域猫活動の評価について

第1回~第4回動物愛護管理対策会議での意見

- ・団体登録する機会が、当初はたぶん不妊去勢費用のために登録するというような意味合いがあったのではと思う。ある程度目的が達成されて、子猫の収容数がかなり減ってきているところを見ると、事業の効果があったのが一つではないかと思う。
- ・近所で去勢していただいたおかげで、何頭か減つておらず、本当に胸をなでおろしているという事実もある。一概に悪いとか良いとかではなく、功罪相反する形で出てきているが、ただ効果が一部見られているというのは事実なので、これをどうやって上手に生かしていくのかというのをお互いに考えていく必要があると思う。
- ・許可が下りる条件が整わない。だけど、かわいそなので、餌はあげていますということである。

これを、我々町会自治会としてどう説得してまとめあげるかということになると、ご近所とも徐々に感情的な部分が起きてきており、町会自治会の範疇では厳しい。

というご意見をいただいた。別紙3のご意見とこのご意見を合わせ、

(1) 地域猫活動の評価について

船橋市が提示した「地域猫活動の検証」については、不妊手術の取り組みが子猫の引取り頭数の低減に貢献していると考えられますが、現実には、当該地域において、糞尿等の住環境被害等の課題も存在し、地域猫活動を一概に評価するのは難しいと考えます。

とまとめさせていただいた。

○森会長 1回から4回までの我々が発言した内容について上手くまとめていただいたと思うが、これについて何か委員からご意見等あつたら発言願いたい。

○平川委員 「子猫の引取り頭数の減少に貢献していると考えられる」と書いていただいているが、委員の意見の中では飼い主のいない猫の減少に貢献しているのではないかという意見もあったと思う。動物愛護指導センターにおける引取りの頭数が減ったのではなく、地域における野良猫の数が減っているという実績があったのではないかと思う。

○衛生指導課長（井上） 前回の資料（別紙4「地域猫活動の検証について」）の15ページには、所有者不明の子猫の収容数について記載している。

○平川委員 第1回から第4回までの意見の二つ目の意見は、減少しているという意味でご発言していただいているのではないか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 補足させていただく。実際に、明確な調査をしていないので、数字として把握していないのだが、全体的な面として野良猫の数が減っているというはあるのではないかと思われる。今回の表現については、野良猫の数が実際に減っている、子猫の引取りが実際に減っているのが事実として、前回の検証で配らせていただいたが、その他に飼い猫についてもセンターで引

取り数が減っているのも事実でありそれを含めて入れさせていただいた。

○衛生指導課長（井上） 市内の野良猫の数は推測数でしか分からない。東京都の調査による算定方式によると、5,000匹弱という数になるが、環境保全課で収集している飼い主が特定できない猫の死体数、前回の資料別紙4「地域猫活動の検証について」16ページは、1,800匹から1,600匹おり、それを考えると、地域猫活動の施策だけがはたしてはつきり貢献したかどうかといえるまでのデータではないかと思う。

○保健所長（筒井） 先程の「子猫の引取り頭数の低減に貢献している」という部分がどうかというご意見について、事務局の中でいろいろと議論している中で、不妊手術の取組をしなければ本来であればもっと生まれてくるであろうと、だからその時の引取りと比べると当然不妊手術をすることによって生まれてこなくなる部分があるからその部分が低減を期待できるであろうという趣旨で事務局内で議論しここに含めたと記憶している。

○森会長 確かに、一番最初の数があやふやなところがある。ただ、目に見えているものとしては、子猫の引取り数の減少というところから、ここに書いてある「考えられます」いうところに全部集約しているのではと考えるが、よろしいか。

○平川委員 はい、分かりました。

○小川委員 根拠となった意見で、「許可が下りる条件が整わない。だけど、かわいそうなので、餌はあげています」ということで、実際に許可が下りる条件のどれが合わなかったというのを市で把握しているのか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 平成27年に要綱が改正され、地域の同意、土地所有者の同意及び更新制度が加わった。特に、地域の中の同意や土地所有者の同意がかなり取るのが難しかったと聞いていている。

○森会長 これについては、前回、前々回に自治会の中の同意はどうなのかと議論した部分と考える。他に意見はあるか。

他に意見がないようなので、これについては、私どもの意見として取りまとめたものという形にしてよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 それでは、異議なしということで、次の（2）地域猫活動団体登録制度について、事務局から説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長（服部） 別紙5の2ページ目をご覧ください。

第1回～第4回動物愛護管理対策会議での意見  
 •助成金のためには団体登録は必要であった。助成金がなくなったので、わざわざその要件、ハードルを課して、地域猫活動をするのかというところの団体のメリット、モチベーションがないので、活動は別に市のお墨付きがなくてもできることなので、登録せずにこれまでどおりやっている方はやっているということになる。

•全体的なデータから受ける印象は、「地域猫活動の継続は今後困難なのではないか？」。  
 •地域の問題ということになると、町会自治会というものが行政の最小単位として身近な市の問題を解決する、取り扱う場所というところなので、そこがどう関与していくかという点は必要。  
 •ある程度行政にも限界があると、一番小さな地域団体のご努力にお願いしなくてはいけなくなる。  
 •町会での話し合いとなると「餌をやるからふえるのではないか」「餌をやるな」といった意見のほうが強いから、町会の同意をとるのは非常に難しい。  
 •町会・自治会の範囲で全員の総意となると、本当に難しい。一部の人間が許可した、となると市ほうに苦情が来るといった問題も出てくるので、どうすり合わせるかが大きな問題になってくると思う。

•町会長は、どこまで責任を負わされるのかということがあり、同意書を出すというのは非常に難しいと思う。  
 •土地所有者の同意を取るというのは、そこで猫を管理している人は、所有者には一応内諾というか、お願いをしてやらせてもらっている。その所有者がだめだと言えば、そこではやってない。ただ

書面を取るよう言われた時に、その所有者の方に書面を下さいと言ってもくれる訳がない。

•何かあった時に、町会として同意を出していれば、町会の責任になってしまう。

というご意見をいただいた。別紙3のご意見とこのご意見を合わせ、

（2）地域猫活動の団体登録制度について

地域猫活動は、地域の環境問題として、活動する地域の合意が必要となっていることから、地域の町会等の合意を必要とする改正を平成27年度に実施しました。この改正で登録団体が減少しているところをみると、地域の合意が得られにくい状況にあることから行き詰まりが感じられ、現行登録制度の継続は困難と考えます。

とまとめた。

○森会長 最終結論としては、現行制度の継続は困難という取りまとめになるが、これについていかがか。

○泉谷委員 特に町会自治会の観点から言うと、仰るとおりこの状況でやむを得ないと判断する。

○南川委員 取りまとめのここは良いとは思うが、ここで言い切るのか、「なので今後見直しが必要」等と書くのか、これはどうするのか。

○森会長 （4）今後の対策の部分で言うか、ここで入れるかが問題になってくると思うが。

○小川委員 ここで終わってしまうとおかしい。せっかく立ち上げたものをここで言い切ってしまうのは。その上で、今後どうするかという話し合いをここでするのでは。

○森会長 そうですね。今後どうするかについては、次回からの会議で継続するということが先程保健所長からお話しがあった。

○南川委員 団体登録も（1）を受けて、「一概に評価は難しい」ということで、現状で廃止せよというのではないと思うので、現行制度での登録は困難だけれども、今後どうあるべきかというのを加えた方がすわりが良いのではと考える。

○森会長 では、今後の方向性として、現行制度はこのままでは困難だが、「新たな制度の構築について検討する、検討願いたい」等、当委員会としてはそ

のような形でまとめてはいかがか。

○平川委員 今回の意見として、この制度が駄目ですと言っているのではなく、この制度の存続はして欲しいが、登録が難しいのであれば、もう少し別の方向でと捉えて良いか。委員の意見として。

○森会長 皆さん、そういう形でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 文面については、「今後の体制の構築を願いたい」というような文面を入れるということで、事務局と揉み、「困難と考えます」の次の行に、一行程度入れる。

次に、(3) 不妊手術事業について、事務局から説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長（服部） 別紙3の意見を取りまとめ、

(3) 不妊手術実施事業について

不妊手術の実施は飼い主のいない猫の繁殖抑制に繋がるものと考えます。

平成28年度から、飼い主のいない猫の不妊手術事業を実施していますが、効率的、効果的な観点から、更に検討する必要があると考えます。

とまとめた。

○森会長 「不妊手術の実施は飼い主のいない猫の繁殖抑制に繋がるものと考えます。」については、意見はないと思うが、最後の「効率的、効果的な観点から、更に検討する必要があると考えます。」ということで、効果はあるのだが、もっと効果的な観点からさらに検討してくださいという意見のとりまとめになっている。これについて、いかがか。

○南川委員 この書き方で、どうすることを検討するのかということが不明瞭かなという気もしなくはないが、さらに検討する必要があるという限度でも良いのではとも思い、どちらが良いかと思う。

「効率的、効果的な観点から」が不明瞭とは思うが、深く議論されていないので、この程度の取りまとめになるのかなとも思う。

○森会長 具体的なところは言い辛いが。

○平川委員 効率的、効果的でない事業だから検討

しろとも読めなくもない。そういう意味ではなく、一定の効果が有るということで理解してよいか。

○保健所理事（小原） この事業を始めて、町会の協力を頂いて飼い主のいない猫の不妊手術を行っているわけだが、やり方については、町会の方にまだまだご不便をかけていること等ある。そういう改善できること等については検討させていただきたいという趣旨である。

○森会長 ということは、第1回からずっと議論があつた、行政と自治会の猫活動への関わり方に結論がでていないということで、これからも検討しましょうという意味に理解させていただくことにする。他にご意見はないか。

ご意見がないので、(3)については、この文面で報告とさせていただく。

続いて、(4) 今後の対策について、事務局から説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長（服部） 先程説明した別紙3の意見の他に、

第1回～第4回動物愛護管理対策会議での意見

- ・勝手に餌をあげている餌やりに一つ行政としてやる方法とすれば、他の自治体がやっているように、餌やり禁止条例等を作るとか、それについて罰則を科す等という方法はあると思う。ただ、それをやつたところでどうなるかと効果はなかなか難しい。罰則を科したとして、全部に罰則が適用されるかということになると、摘発するコスト等含めて難しいというところで、餌やり禁止条例を作ったからといって解決する問題ではないと思う。

- ・何とか繁殖を抑えつつ、生命を全うさせて徐々に減らしていくしかない。これには非常に時間と労力が必要になる。

- ・動物愛護だけの問題ではなくて、まちづくりの話として考えていかなければならない。

というご意見をいただき、

(4) 今後の対策について

地域猫活動やTNR活動は、地域住民の理解と協力のもと、飼い主のいない猫に不妊手術を施すことで、徐々に猫の頭数を減らし、猫に係る

苦情や行政における猫の殺処分の減少を図り、行政と市民が協働して取り組むべきものであります。

飼い主のいない猫対策については、関係者間で十分な議論が必要であり、船橋市は、ガイドラインにおける飼い主のいない猫対策等現行制度の見直しを含めた対応策を引き続き検討されたいと考えます。

とまとめさせていただいた。

○森会長 前段で地域猫活動、TNR活動の意義を述べ、後段で、見直しを含めた対応策を引き続き検討されたいと考えるという形になっているが、この文面について、いかがか。

○南川委員 あえて入れるとすれば、第一段落の最後は、「行政と市民が協働して取り組むべき地域の課題であります。」のように、単なる動物愛護だけではなく、地域の課題として捉えていくべきだというメッセージを単語として入れるのか。

また、第二段落では、実態把握や検証という意見も多いので、「船橋市は実態把握や調査に努めた上で」という文言を入れるかどうか。

さらに、関係者間というのが不明瞭だとすれば、もう少し具体的な人を書き込んで、○○等関係者間というような書き方にするかどうか。

○森会長 南川委員の意見の中で、「行政と市民が協働して取り組むべきものであります。」と、当委員会として書いてあるが、これについてはいかがか。

○小川委員 行政と市民が協働というところで、地域猫活動を始めて今までに、何回地域の方と密にお話しをして、どの程度効果があるというのを、実際に市役所の方が行き調査したことはあるのか。あるとしたら、どの程度、何回か。

○森会長 ここで言っている市民というのは、猫活動を行っている方だけではないと思う。

○保健所理事(小原) 地域猫活動が始まって以来、センターの職員も現場を回ったり、更新の時に話を聞いたりということで、活動をされている方との話し合いはされていると思う。また、もちろん迷惑を受けている方についても、我々と話の場を持ってるので、両方の方からの意見は聞いていると考えて

いる。

○森会長 いずれにしても、当委員会としては、船橋市と市民、町会も含めて、協力して動物愛護についての活動をしていただくことになろうかと思う。

○小川委員 詳しく聞きたいのだが、苦情が出たからそこへ出向くという形なのか、それとも定期的に市から現場に向かって意見を聞いたりだとかしているのか。

○動物愛護指導センター主任技師(千葉) 地域猫活動の立入については、苦情が出たからということではなく、定期的に活動場所の立入りを行っている。お話しを聞くのは活動者からが中心になってしまって、周りにお住まいの方や町会自治会でどのように考えられているのかということまでのお話は伺えていないのが実情である。

その他の猫に関する苦情については、苦情を受け、苦情者とそれに関わる方を含めてお話しを伺っている状況である。

○小川委員 定期的に出向いて確認しているのは、どの程度の定期的か。

○動物愛護指導センター主任技師(千葉) 地域猫活動については、最低年1回以上立入している。

○森会長 これだけの地域猫活動があるので、毎日確認するわけにもいかないし、猫の住環境に対する影響というのは苦情がないと行政としてはつかみきれないというところがあると思う。

○森会長 前段について、南川委員いかがか。

○南川委員 「もの」というよりは、はつきりとした意味合いで、「取り組むべき地域の課題」等と言つた方が、次期の会議に対するメッセージとしては明瞭になるのではと考える。

○森会長 では、「行政と市民が協働して取り組むべき地域の課題であります。」という形に、前段についてはこのようにする。

後段の部分については、少し漠然としているのではないかということか。

○平川委員 「飼い主のいない猫対策については、関係者間で」の部分の「関係者」とは誰か。

○南川委員 これまでの議論だと恐らく活動の当事者、地域住民、地域の人々といった趣旨であろう。

それを表記しにくいから関係者とまとめるか、もう少し書いた方が良いか。

○森会長 具体的にした方が分かりやすいと言えば、分かりやすい。ただ、表記することで排除してしまうと困るので。

○平川委員 これまでの議論を知っている人は分かっているが、意見取りまとめだけでは「関係者」とは誰かなどならないか。

○泉谷委員 関係者ということになると、実際に地域猫活動をされている団体の中で、一つの意見が手元にあるのだが、この方は、自分達が所属している町会の班の近隣の方が皆で集まる会議の席上で、猫について現在自分達がこういう活動をしていますということを説明し、皆さんに理解いただいて、一応今のところ大きな問題もなく円満に事業を進めていますということを言っている。そういう結果もでているので、関係者は、ご近所の方の理解をどうまとめていくかということは大事な事になってくる。そういう意味では、自分が一生懸命やっている姿を見てもらい、自分がなぜこういうことをやっているのかということを、こういう席を利用して、自分の方から説明をして理解を求めている方もおられるし、意見を言おうと思っても、周りからやいのやいの言われてしまうと、地域猫を減らす状況としてはこういう活動をしないと難しいですよということを理解していただく説明を非常にしにくい場合もある。ただ実際に成功している例もあるということを踏まえていくと、やはり我々のこういう活動については継続する対策として、今後どういう対策をしていくかということになると、我々も非常に難しい問題かも知れないが、そういう活動をして頑張っておられるということと結果も実際に見ると、自分が何年か前から手掛けていた頭数が自然的に減ったという報告もある。地道に一生懸命やっている方もおられる。そういう意味でいくと、関係者とは非常に範囲が広くなるかもしれないが、我々が関係者をどう理解していくかということになるかと思う。

○森会長 かなり広範囲に説明会を開催するとか、やってらっしゃる事例があるわけですよね。

○泉谷委員 説明会で自分たちが住んでいるご近所に理解いただきたいということ。登録団体になっているので、多少ご近所の方の理解を得た上でやっているが、やはりときどきそういう会の席上で自分の方から皆さんに対してPRしているということだと思う。

○森会長 「関係者間で十分な議論が必要であり」という形でまとめているが、南川先生の言う、具体的にどういう人たちをという言葉はかなり難しい。

○南川委員 難しいのかなとは思いつつ、書いた方が分かりやすいかなと、そこのバランスをどうするか。

○平川委員 今のご意見の中で、関係者とは、泉谷委員の捉え方というのは、そのエリアで猫活動をしている人とそれによって影響を受けている地域住民という捉え方ですよね。私が言っているのは、もっと広い範囲なのか、要するに苦情を言ってくる人との餌をやっている人、それが関係者ということなのか、ちょっと分かりにくい。もっと広範囲でそこには町会自治会も入り、行政も入るという意味なのか。

○森会長 地域住民等の関係者間といった形で入れるとエリアが限られることになる。

○中村副会長 これは読んだ人の感覚なので、厳密にそれを全部指示すると、本人の自覚というか、誰が読んでも、例えば市町村の方が読んでも、関係者だと思えば考えれば良いことでしょうし、ここを厳密に決めなくても徐々に揉んでいくうちに良い言葉が出てくるのではないかと思う。いかがか。それは弱いか。

○南川委員 そういう趣旨で構わない。

○森会長 分かりました。なかなか日本語は難しいので、受け止め方が皆さん違うところがある。南川先生が仰っている、確かに明確にしておいた方が良いと思うところもあるが、それで他の意見を排除してしまうとそれはまずい。

○中村副会長 私は違うんだと思ってしまうと。

○泉谷委員 漠然としておいた方が良い時もある。

○中村副会長 白黒ではなく、グレーの部分で、も

う少し関わる人が増えてくるところがあるのであるのではと思う。いかがか。問題意識を持って下さる方がどこにいるか分からないので、限定しない方が。

○森会長 確かにそうですね。地域の開業獣医師も絡む場合もある。そうなるとなかなか難しいかも知れない。では、ここの後段部分の関係者を明確にすべきかすべきでないかというところはあるが、「関係者」ということで取りまとめることでよろしいか。

○泉谷委員 漠然としておいた方がむしろ良い。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 南川先生、最後のところをもう一度。

○南川委員 今後船橋市に対して求めるところで、対応策を検討することは良いと思うが、その前段として、これまでのご意見で、実態把握、当事者のニーズ把握や検証等というところの意見もあったと思うので、それを書き込めるのであれば書き込んだ方が取りまとめとしては良いのではないかと思う。

○森会長 では、「船橋市は、」の後に、「実態の把握に努め」等というような形か。「地域猫活動についての実態把握、飼い主のいない猫対策についての実態把握等に努めていただいた上で」。

○南川委員 今後議論をしていただいた方が。

○森会長 では、「船橋市、」の後に、「実態の把握に努め」という程度の言葉を事務局と相談し入れさせていただく。

他にご意見はあるか。

ご意見がなければ、(4)今後の対策については、前段には、「地域の課題」として取り組んで欲しいということを入れていただく。また、今後のところで、「関係者間」のところには議論があるが、広く読めるように変更しない。最後に、市にお願いしたいことは、「地域の実態把握に努めた上で現行策の見直しをして欲しい」ということで取りまとめたいと思うが、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、次の、2 飼い猫の屋内飼養の徹底について、事務局から説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長（服部） ご説明させていただく。飼い猫の屋内飼養の徹底については、第1回～第4回動物愛護管理対策会議での意見でい

ただいている。

- ・猫を外に出すことの危険性や屋内飼いで得られるメリットを地道に広報し、推奨していくしかない。
- ・飼い猫を間違って手術しないように、市が事業開始の広報とあわせ、室内飼養や首輪装着等の周知を行う必要がある。
- ・室内飼養の徹底が必要である。

これらの意見をまとめ、

## 2 飼い猫の屋内飼養の徹底について

飼い猫の屋内飼養については、交通事故や感染症の予防等、屋内飼養の利点を伝え、広報活動等を通じて周知徹底していくことが必要と考えます。とまとめました。

○森会長 今までの議論で、屋内飼育はすごく必要だと議論してきたが、少し抜けていたところがあり、マイクロチップについては開業獣医師として、猫は多いのか。

○中村副会長 犬でもまだ 100%ではないので、猫は本当に意識の高い飼い主や、災害等の対応で希望される方はいるがあまり多くない。

○森会長 ポピュラーでないと。今までの議論で、マイクロチップの話が全くなかったので。私どもの委員会として今まで議論を行った中では、屋内飼育を徹底すれば、野良猫もいなくなるし、無駄な繁殖も減るだろうということで、このような意見があつたと思う。これについていかがか。

○森会長 ご意見なしということで、この文案で報告させていただく。次に、3 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射について、事務局から説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長（服部） ご説明させていただく。

第1回～第4回動物愛護管理対策会議での意見として、

- ・畜犬登録は5割程度ではないかといわれており、問題である。狂犬病予防注射接種率も WHO では7割だと言っているが、登録率が半分だと 3割 5分しか接種していないことになる。
- というご意見をいただき、
- 3 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射に

について

犬の登録及び狂犬病予防注射接種率向上を図るための施策を検討する必要があると考えます。とまとめた。

○森会長 この意見については、ほとんどが猫についての話をしていて、第1回の時に1回だけあったお話しで、なおかつ、狂犬病予防法に基づく法定事項が行われていないことで、市に対し葉っぱをかける、おしりをたたいているようなことになってしまふ。船橋市は、全国的にいうと接種率が高い方か。

○動物愛護指導センター所長（服部） 船橋市は、平成28年度が、接種率が72.9%である。近隣の市町村を見ると、市川市75.8%、八千代市73.1%、鎌ヶ谷市73.2%、柏市75.8%となっている。また、千葉県全体で見ると、50～60%位の市町村もあるが、平均的には70%程度の接種率になっていると認識している。

○森会長 船橋市が特に極端に悪いとか良いとかという数字ではない。ただ、法定事項なのに100%いかないのはなんのというところはあるが。

○中村副会長 私も集合注射等に関わっているが、今説明のあった率は、あくまでも登録している犬の7割である。私が現場で見て感じるのは、動物を飼い始めるのは皆さんペットショップからだと思うが、ペットショップで飼うために必要なことをちゃんと教育していただかないと。体に悪いとか、ちゃんとした根拠がないままに狂犬病の予防注射がいらないと言ってしまう方もいるらしいので。初めて飼う人はどたぶんペットショップで買うと思うが、その教育というか知識の部分が入らないと必要性を感じないので。家の子は咬まないので狂犬病の注射はしなくていいですと仰る方がまだいる。そうではなく、隣の韓国ではまだ人も亡くなっているからということを、私たち獣医師もその都度その都度言うが、やはり狂犬病という病気自体をあまりにも皆さん遠いものとして考えているところがある。また、実際に一度日本に入ってきた場合は、大パニックになることは確実なので、その辺は、動物取扱しているペットショップやブリーダーにまずしっかりとし

た知識をもっていただくこと。そこから始めないと、今の動物を飼い始める方たちの経緯をみると、私たちがいくら言って、市がPRしても、一般市民というよりも、今お店で買う人を対象に色々やつていかないと限界があるのではないかとすごく思う。

○森会長 「啓発」という言葉が「施策」というところに取りまとめられているが、市としては、動物取扱業とか販売店に、講習会の義務付けがあったと思うが。

○動物愛護指導センター所長（服部） 動物取扱業については、1年に1回の動物取扱責任者研修というものがあり、その研修は3時間以上と法律に規定されている。その研修会の中で、私どもは、もちろん狂犬病だけではないが、感染症を含めて、中でも狂犬病に関する話はかなり力を入れて説明している。責任者の方は、それぞれのペットショップに戻り、受けた内容について講習をするということも法律の中に規定されているので、それを持って少しでも広めたい。あるいは、動物取扱業の立入の際にも、その点を含めて確認もしている。

○森会長 一応教育はされているが、実態が伴っていないことがあるかと思う。

○衛生指導課長（井上） 動物取扱業者への研修を、利便性を考えて年3回行っている。そのことを含めてできるだけ周知徹底を図ってまいりたいと考えている。

○森会長 「狂犬病予防注射接種率向上を図るための施策」の中には、講習会の回数だとか全て含まれているということでよろしいのか。

○南川委員 3番について、犬の登録や予防注射の重要性は仰るとおりだと思うが、取りまとめの関係で言わせていただくと、この会議は、動物愛護、動物行政という話で始まっているが、ずっと猫について議論してきていて、ここだけ犬の話が入るというのが違和感がある。また、第1回のフリーな議論だと、もう少し多様な意見が出ていたが、犬の話だけ取り上げられているので、そのバランスからもここでこの話だけ入るのは、この会議の取りまとめとの関係だと不要なのではないか。

○森会長 確かにほとんどの時間を猫に費やしていたので、なぜピックアップしたのかなと。言ってみれば、なお書きのような意味合いになるのかと思うが。

○中村副会長 無理やり言うのであれば、猫も狂犬病に罹るので、それの予防。犬ですらちゃんとできていないのに、もし万が一猫に感染した場合のパニックは想像を絶するものと思われる。

○森会長 確かに、この間猫からの感染症で亡くなつた人がいる。

○中村副会長 猫は登録しておらず、猫はその辺にうろうろいて、咬んだりもするので危険性は犬よりも高い。

○森会長 いかがでしょうか。まず一つは、3番を入れるべきかどうかと、3番に波及して、犬だけを言っているが、実は感染症全体、犬、猫、ペットに係る感染症全体の話が関わってくると思うが。

○平川委員 今仰った部分をここに入れると、犬の狂犬病の対策だけではなく、ペットについてそのような危険性があり対策していく必要があるという言い方にすれば。確かに四足は皆狂犬病に罹るという話を聞いたことがあるが、一般の人で猫が狂犬病に罹ると思っている人はほとんどいないと思う。だから、そういう意味の啓発も含めてここに、犬だけではなく、猫もそのようなことがあり、そういう施策については必要だという入れ方だと違和感がないと思う。

○森会長 確かにこの間、中国地方だったか、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）で猫に咬まれた方が亡くなられたという話がニュースになっていたが、それを考えると感染症についても狂犬病と同様に併記した方が良いのかなと。

○平川委員 狂犬病を含む感染症という言い方になるし、犬だけではなく、猫も罹るのだという部分があれば、この議論の中では要件を満たせると思う。

○森会長 犬の登録についての部分があり、またとして、他のペット類、愛玩動物についても感染症対策を図る、啓発していく必要がある、防止に努めていただきたい等といった形になってくるか。犬の他にもあるよというのであれば、表題の狂犬病予防法に基づく登録、予防注射について以外の表題にしな

いとまずい。

○平川委員 感染症の予防対策のような。

○森会長 これは、事務局はどういう趣旨で書かれたか。

○衛生指導課長（井上） これは、会議の中でその他の意見で出たことではないかと思う。今のお話を聞いた限りでは、平川委員は、このことは動物由来感染症についてきちんと書いて欲しいと言う風に解釈した。犬の狂犬病だけではなく、猫も狂犬病に罹り、その他に、SFTS等最近新しいウイルスもあり、それに感染して亡くなつた等のお話もあり、それらを含め、ここは動物由来感染症のことを書いた方が良いと、理解させていただいたのだが。

○森会長 入れるのであれば、そういう趣旨ですかね。

○平川委員 狂犬病ということも、相当強く仰りたいのですよね。

○保健所長（筒井） 南川委員からご指摘があったが、私どもは確かに、地域猫の関係を中心に猫の話題をずっとご審議をお願いしていた。委員の皆様方からは、猫だけではなく、今後こういうのも色々あるよという意見もあったのだが。南川委員の意見のご主旨は、議論をしっかりとやってきた部分でここにまとめるのと、まだ十分に議論ができないで、話題としては少し出てきたのだが、それを同じように並列するのはどうなのかということが、恐らくご主旨ではないのかと思った。最初、事務局で整理していた時に、基本的に猫の話だけを中心にやっていただいたいとは思う。ただし、委員からは、こういう方面について今後議論が必要だとか、意見の中でこういう問題があるからということが出ていたと思うので、我々がまとめる中では、まず猫だけの話があって、議論しつくした話ではないので、その他として書くならば、その方が今日の委員の意図には合うのではと思うのだが、いかがか。

○森会長 保健所長の仰るとおり、ここで取つて付けたように出てきているというのは、違和感はあるので。

○平川委員 3番、4番というのは、猫だけではなく、犬や他の動物も含むので、3番と4番を並び替

えたらもっとすんなり 3 番を読めるのではと思うが。猫、猫、猫…、犬、ペットと来るので、すごく犬が違和感があるのだが、ペット全体の話をして、さらに犬の予防法に基づくこと、これは法律行為であるので、そういった部分があれば、少し違和感が和らぐのではないかという気はしないでもない。

○森会長 3 番を入れるべきかどうかという話を、少しつめた方が良いかというのがあるが。

○平川委員 大事な事ではあると思う。

○森会長 大事ではあるが、議論をし尽くしたかと言われると。

○中村副会長 少し乱暴な意見を言うと、2 番まで大きな項目を切って、3 番以降は何も揉んでないので、その他ということで、今後こういう事を検討していく必要性があると言った方が、この文書としては嘘が減りますよね。

○森会長 3 番は「考えます」、4 番は「考えます」、5 番が「期待します」…。

○中村副会長 私も、意見が出たのは覚えています。だが、何の議論も交わしていないので。

○森会長 議論を尽くしていないので。

○中村副会長 大きな項目にしなくとも、今は良いのではないか。

○森会長 その他として、①、②のように。

○南川委員 その他今後の検討事項のような形で、(1)、(2)、(3)とかで入れるのか。センターの業務は独立させてもいいのかもしれないが。

○中村副会長 フリーで意見を出したところをどうまとめていくかというところで、それに関しては、今後の検討事項で良いのではと思うが。

○森会長 3、4 番については、取りまとめた中で、意見があったという形にさせていただいて、「その他今後の課題」という形にとりまとめさせていただくことでよろしいか。

○衛生指導課長（井上） 分かりました。そのようにその他ということで、3、4 をまとめ、5 は。

○平川委員 5 番は 3 番にして。

○森会長 5 番は 3 番にしてということで。

○衛生指導課長（井上） 5 番は 3 番にして、3、4

番については、その他ということで、この中に入れる。

○森会長 5 番を 3 番とし、3 番、4 番を削って、その他ということですね。その他の中身として、(1)として、現行の 3 番狂犬病予防法と動物の感染症を言い、(2)として、災害時の動物救護という形に。

○南川委員 その他にするとなると、これまでの意見で別紙 4 にある多頭飼養の話も入ってくるのかなという気もしなくはないが。

○森会長 多頭飼養についても、議論は全部出きてないが、意見としてはあった。その他今後の課題として、狂犬病及び感染症、災害対策、及び多頭飼養という形で、次の委員会に投げかけるという形になってしまうが。項目分けはそれでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 それでは、その内容として、現行案の 3 番の狂犬病予防法については、犬と他の動物の感染症対策を含めた文面を作る。現行案の 5 番は、それを 3 番として、動物愛護指導センターの業務についてとする。これについて、前後するが、事務局から説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長（服部）

第 1 回～第 4 回動物愛護管理対策会議での意見

- ・小学校の啓蒙活動は大事だと思うので、希望がなくともこちらから、この次はこの小学校の番ですという風に、年間を通してカリキュラムを組んでいくということはできないのか。
- ・安い餌やりが招く危険性、可能性について、わかりやすく知らせるのは大事なことだ。認識していくやらざるを得ないと、無知で行うのでは長期的に見て結果が変わってくる。子どもたちにも最初から教えていかなければならない。

これらのご意見をまとめ、

##### 5 動物愛護指導センターの業務について

動物の適正飼養の普及啓発については、学校、地域等において、教育活動や広報活動を行う事が必要であります。特に、子どもに対する動物愛護の情操教育の推進は社会的にも求められており、行政及び教育機関等が連携し、実施していく体制

作りが構築されることを期待します。  
とまとめた。

○森会長 これについては、ご意見はあるか。

○南川委員 ここで話し合われた内容というのは、「子どもに対する動物愛護の情操教育の推進」で良いのか。命を大事にというのは情操教育なのかもしれないが、勝手に餌やりをしてはいけない、室内で飼うべきだとか、もっと色々なものを含めて教えるとなると、日本語の問題として、それは情操教育だけでまとめられるのか。

○森会長 確かに、社会の一員としての動物の飼い方の説明もしているので、情操だけではない。これは、情操でなくても良いのでは。

○南川委員 「動物愛護に関する教育の推進」等の方が。

○泉谷委員 情操だけに限ってしまうこともない。

○森会長 犬猫を飼う責任を子ども達に知つてもらわないといけないですから。情操を削除し、動物愛護に関する教育としてはいかがか。

○保健所長（筒井） この会議自体が、動物愛護管理対策という言葉なのだが、元々動物愛護管理については、法律を動物愛護法ということが多いが、実は、管理の部分もある。だから、世話等の部分は管理の方も係っているので、会議自体はそういう趣旨で、愛護だけではなく管理を含めた意味で設定している。今のお話だと、愛護だけの話ではなく、言葉としてはすごく固い話になるが、管理という言葉の中に含まれるものなのかなと思うので、その言葉を入れるかどうかをご審議いただきたい。

○森会長 今保健所長から、管理が地域環境の保全の面からもでているので、「子どもに対する動物愛護の教育推進」、「子どもに対する動物愛護管理の…」、「動物管理愛護の…」どちらが良いか分からぬが。

○平川委員 最初に動物愛護と言われた時に、少し違和感を持った。子どもに教えるのは愛護だけなく、飼育の問題だとか管理の問題を含んだ言葉だと思ったが、情操教育だから良いのかなと思いすっと流した。管理が良いかどうか分からぬが、飼育というのを含めた文言の方が私は違和感がないと思う。

○森会長 確かにそうですね。

○南川委員 「動物愛護管理に関する教育」等であれば、法律用語であり問題ないと思うが。

○森会長 確かに、法で規定されていることを言つてしまえば全部網羅される。

○小川委員 むやみに動物を捨てたりしない大人になるためには、やはり管理というのも大事だと思う。

○森会長 現行案の5番、改正の3番ですが、「子どもに対する動物愛護管理に関する教育の推進は社会的にも求められている」という形に訂正させていただく。他に、ご意見はあるか。

ご意見がないようなので、現行案の5番の内容については、そのように直させていただき、項目を3番として上げさせていただく。そして、その他の4として、先程の(1)、(2)として、3番、4番を持つてくる。3番については、他の動物の感染症について触れさせていただく。次に(2)として、災害対策として、これについて現行案の4番の災害時の動物救護体制について、事務局から説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長（服部）

第1回～第4回動物愛護管理対策会議での意見

・町会・自治会で避難所運営委員会を設置し、協議する。ペットの収容場所等は運営委員会に任せている。

・重要なのは普段からのしつけである。集団生活ができるようになっていれば良い。避難所には様々な方がいるので、行政が決めて、受け取る側も様々である。

という意見をいただき、

4 災害時の動物救護体制について

災害時のペットの避難所への受け入れは、避難所ごとに設置される避難所運営委員会の決定に基づきますが、ペットと共に避難所で生活ができるよう、普段から、飼い主の守るべきマナーやしつけ等について、飼い主の意識向上を図ることが必要と考えます。

とまとめました。

○森会長 これについて、ご意見はあるか。船橋市の災害対策の要綱では、避難所にペットスペース等の義務付けがあるのか。

○平川委員、泉谷委員 ない。

○森会長 ないですか。

○平川委員 それぞれの避難所にまかされている。

○森会長 避難所が自主的に設けるということでしょ  
うか。

○衛生指導課長（井上） この文章の、「ペットと共に避難所で生活ができるよう」について、今現在は、避難所では同じ部屋の中に入れない形になっている。私が昨年参加した、ペット同行避難訓練では、ペットと一緒に避難された方のペットは、その時は決まった場所に繋がれ、人は体育館の中という形になっている。素案を作つておきながら申し訳ないが、この文書だと誤解を受けかねない表現ではないかと考える。

○森会長 「ペットと共に避難所で生活ができるよう」というところだが、ペットの避難場所がないと困るので、ペットの避難場所は考えていただく必要はあると思う。

○平川委員 ということは、「共に」ではなく、「ペットが」ということ、意味合いとしては直したいということでおろしいか。一緒ではないが、避難所には、ということですね。

○森会長 一緒に生活するのは、ちょっと問題がある。

○保健所理事（小原） ペットの飼い主が避難所に連れて行って、人は例えば体育館、ペットは別の場所というのが今の船橋の現状となる。

○平川委員 ペット自体が、避難所で飼育できるようにという意味か。

○保健所理事（小原） そういうことです。

○平川委員 共にでなければ良いということで。言葉のニュアンスとして。

○小川委員 このことは、ちゃんと深く論議していませんよね。

○森会長 それでその他にした。

○小川委員 ここで一枠作るほど、ここで話し合つていらないと思う。これから動物を一緒のスペースで避難できるようにしていきたいのか、どのような方向で考えているのか、それすら分からないので、書き方が誤解を招くと仰られても、いかにもここで議

論したようにも取られるが、この2年間、ほとんど地域猫のことしかしていない。なので、ここに載せるほど議論していないから、このスペースはおかしいと思う。

○森会長 確かに、議論は尽くしてない。ただ、ご意見として挙がっていたこともある。

○平川委員 意見としてはある。

○泉谷委員 これに対して、意見が出て、町会自治会でどうなのでしょうかということで、避難所ごとに設けることになるという説明をさせていただいた。そのような話が一時話題にはなったのは事実である。ただこれについて、どうあるべきか、どうすべきかという意見交換、結論が出るような話し合いは特にない。

○森会長 問題提起をされていると。

○小川委員 狂犬病と同じ。

○泉谷委員 同じ程度なので、その他の今後の課題として載せるのであれば、これはこれでも良いかなと思うが、文案が、共に避難所というと、本人とペットが同じ場所で同じ避難ができるように受け取られてしまうと、実際に行つたら全部分けられてしまったということになり兼ねる。これは、そういう意味では、今後の検討課題になると思うが。その辺を含めて、この文章をどうするか。

○小川委員 これをどうしても入れたいのであれば、現状はこうですということをお知らせする限りだと思う。

○森会長 そうすると、具体的に一緒に生活できるとか、普段からマナーやしつけをしなさいと書いてあるが、これについては、まだ議論が尽くされていないということになるか。

○南川委員 今の議論を聞いていると、結局、ここで言いたいのは、最終的には災害時のペットが、災害時にもちゃんとできるように普段から意識向上を図ることが必要だという話であるので、真ん中を削除して、「災害時の事を考えると、普段から、マナーやしつけ等について、飼い主の意識向上を図ることが必要」となれば、避難所の話がどうあっても、今後の検討課題となる。この点を入れるかどうかと思

う。

○森会長 確かにそうですね。「災害時のペットの避難所への受け入れは」から、「飼い主の守るべきマナーやしつけ等」に飛んでも、言葉を足せば済む。

○平川委員 (別紙5) 右側の下の段（・重要なのは普段からのしつけである。集団生活ができるようになっていれば良い。避難所には様々な方がいるので、行政が決めて、受け取る側も様々である。）、これは話の中ででてきた話だと思うので、これをもってくれば、そういう議論があったという意見のとりまとめになるかと思うが。

○森会長 分かりました。この文案については、その他今後の課題の中にも入っていますので、具体的な内容を省き、良い言葉を探させていただく。

それから、多頭飼養のところだが、参考として、別紙4の7ページに多頭飼養の意見が出ているが、確かに多頭飼養は、10頭以上は届出制度を条例で決まっていましたか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 千葉県の条例で10頭以上の届出になっている。ただし、政令指定都市、中核市は除かれている。

○森会長 船橋市については、その条例がまだないということになる。市として、条例制定の動きはあるのか。

○動物愛護指導センター所長（服部） 現状では、他市の状況を慎重に見極めているところではあるので、どういう風にするかというのは、これから検討していかなければいけないと思う。

○森会長 具体的に多頭飼養について載せるとするならば、「多頭飼養によって生ずる問題の解決に努めていただきたい」等、その程度にしか出しがなくなってしまう。迷惑、それから、飼育の崩壊等、多頭飼養については述べておいた方が、当委員会としては良いと思うが、いかがか。文案がないが、どのように書き込んでいたら良いか。

○南川委員 たたき台としては、全然内容はないが、「多頭飼養について、今後その実態を把握し、今後の指導のあり方について議論が必要」とか、その程度と思う。

○中村副会長 多頭飼養をしない方向を強く示した

方が良いのですよね。動物の愛護及び管理の面から見ると、多頭飼養は全く反することであり、それを上手くまとめ、表現することができないか。

○森会長 飼育可能な頭数以下に抑えなくてはいけない。それが崩壊してしまうと、できなくなってしまうから。市として規制するか否かは、市議会の話もあるだろうから、どうこう言う話ではないが。

○中村副会長 愛護、管理では、重要な項目だと思う。

○森会長 町会の会員の家で、多頭飼養で猫だらけの家とかそういうのが出てきたことはあるか。

○平川委員 飼育という範囲をどこまでにするかというのが一つあると思う。餌やりをしているからそれを飼育ということになると、私どもの地域の中でも、要するに自分の家の庭で餌をやっているから、そこに、20頭も30頭も集まってしまうという話が来ることもある。私自身も、今家の中に、二桁台の猫がいるので、なかなか言いにくいが。中村先生が仰るのは、一定の頭数を超えたときに、猫のことを考えたら、やっぱり猫にとっても良くないことがあるという教え方はあると思う。ただ、私どもとしては、それが外へ出て人に迷惑をかけることが問題になるから、仕方ないから閉じ込めているのだという部分もあり、良いとかいけないとかの範疇の外に、必要でそうしている部分もある。要するに、野良猫を連れてこられて、何とかしてくださいと言われて、どこかに捨てに行くわけにもいかないので、家の中に閉じ込めざるを得ないという状況も発生している。良くないことは本人が一番わかっているが、人に迷惑をかけなければ良いのではとの考え方からやっている。中村先生は、迷惑をかけなければ良いということではなく、多頭数で飼育する事のデメリットもあるというのを仰りたいと思うので、その部分も議論されていないので、そういう部分も含めて今後の検討課題としてあるということは、知っておいていただきたい。そうすれば、外で餌やりをされている人にも、そこに多頭数いるということは、問題なんだという意識が芽生えてくると思う。

○泉谷委員 実際、町会自治会の中でどの辺で多頭数飼育されているかというのは、把握しきれないこ

とが多い。いわゆる、団体登録されている方は、把握できているので、あそこに何頭位、ここは何頭位というのは分かるが、それ以外、個人で勝手にやっているものについては、把握しきれない。多頭数の問題を、町会自治会で把握するのは、非常に難しい部分があるということを申し上げたかった。

○森会長 私が経験した中では、多頭飼養で近所迷惑というのはよくある。そこで発覚することが結構ある。だいたい町会に苦情が行くと聞いていたものなので。

○泉谷委員 確かにあります。あそこで餌をやっているのだが、どうするのですかというような。個人で勝手にやっているので困るんですという苦情が来ることがある。そのような時は、その方に事情を説明して、こういう形で登録団体としてきっちりとした形のものを作つて欲しいということは申し上げるが、何が何でも作れとは言えない。かといって、ご近所が協力して認めてあげますよと言つてくれるかどうかも非常に難しく、今まで一番問題になっている部分だと思う。ただ、多頭数というのは、実態を把握し辛い部分がある。

○森会長 私が経験した中では、飼育されていた方は他の市の方だが、屋内飼いで40匹位猫がいて、精神の病気になっていたという方もいらした。そういうこととなると、やはり町会の民生委員の方が見ていたりとかで情報が入ってくることがあった。

○泉谷委員 何か情報があれば、情報として提供する。

○森会長 多頭飼養については、いずれにしても、今後の課題に入れていただきなくてはいけない問題であるということなので、実態調査であるとか、制度的なものも含めて文面の中に落としていくという形でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 それでは、文案については、事務局ともんでいきたいと思う。では、別紙2で示された、会議まとめの意見の案については、訂正や項の変更を含めて議論したが、全体的なものでこれについての意見はあるか。

○平川委員 前文の最初のところで、「船橋市の動物行政における効果的な…」と書いてあるが、動物行政なのか。我々が議論していたのは、動物愛護行政かと思っていたが。今までの議論の中で、動物行政というのは出てきてなかったと思うが。

○保健所理事（小原） とりまとめのところに確かに、船橋市の動物行政と載っているが、本委員会の設置要綱の第1条に、「動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体などの各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、本市の動物行政に係る効果的な対策と推進の方策を検討」ということから、その一部分を取つて「船橋市の動物行政」という文言にした訳だが、先程私が読み上げたとおり、愛護というのは第1条で載せておりますので、それを踏まえて若干修正を…。

○森会長 誤解を受けてしまうので。

○平川委員 これでは、馬も一緒かと読めるのではないか。

○森会長 このへんは、文面を。

○保健所理事（小原） はい。整理させていただきます。

○森会長 他にないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 ご意見がないので、本日の議案の中で、意見の取りまとめについては、文面の整理をさせていただきたいと思う。事務局と私で整理させていただきたいと思うが、文面については、会長に一任させていただいてよろしいか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、取りまとめた意見をもつて、次の動物愛護管理対策会議に引き継いでいきたいと思う。

---

## 2 その他

○森会長 事務局から、その他何かあるか。

○衛生指導課長（井上） 特にありません。

○森会長 では、本日は、長時間にわたるご審議ありがとうございました。

これで、第5回船橋市動物愛護管理対策会議を閉会する。

また、平成28年2月から2年間にわたり、長期間ご審議いただきありがとうございました。

任期が1月31日までなので、現委員での審議については、今回が最後になる。任期後に文章が確定するかと思うが、問題ないか。

○衛生指導課長（井上） 今回いただきましたご意見を基に、原案を作りまして最後の取りまとめとさせていただきたいと考える。

○森会長 では、任期は1月末ということですが、1月中の仕事の引き続きということで、また見ていてただくという形にさせていただきたい。

これで、私の議長の任務を終了いたします。

#### [関係職員]

筒井保健所長  
小原保健所理事  
松野保健所次長  
井上衛生指導課長  
須賀衛生指導課長補佐  
服部動物愛護指導センター所長  
度会衛生指導課管理係長  
千葉動物愛護指導センター主任技師  
佐藤衛生指導課管理係技師

#### [傍聴者]

2名

11時50分閉会

#### [閉会後]

○衛生指導課長（井上） 森会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、円滑な会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

森会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、2年間の長い間、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。特に森会長におかれましては、会長としてご尽力いただきありがとうございました。お疲れ様でした。以上をもって、本日の会議を終了する。

---

#### [出席委員]

森会長  
中村副会長  
泉谷委員  
平川委員  
小川委員  
南川委員

#### [欠席委員]

石井委員